

消費生活
緊急情報

第 58 号

平成 26 年 3 月 24 日

法務省管理局！！
「民事訴訟告知通知書」
このハガキって何？

法務省の関連団体と思わせるような類似名称を不正に使用し「民事訴訟告知通知書」と題したハガキが送付されたという相談が多数寄せられました。

法務省管轄機構民事訴訟管理局や民事訴訟通達センター・民事訴訟報告センターなどといった団体は、法務省とは一切関係がありません。

文面には、契約不履行・訴訟・被告・財産差押えなどという文言が使われており、不安をあおり巧みに連絡を求める内容となっています。不特定多数の人に対し身に覚えのない請求をする架空請求と思われるので、こちらから連絡をする必要はありません。

不安に思ったら、お近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★相談発生地域

茨城県消費生活センター（月～金、9時～17時）

電話029-225-6445

古河市消費生活センター（月～金、9時～16時）

電話0280-92-8811